

インバウンド旅前検索強化事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山空港の利用者数はピーク時の3割弱に減少し、国際線を含む航空路線の維持・拡大には継続的な需要確保が必要となっている。一方、訪日外国人旅行市場は拡大しており、富山県及び富山空港には、旅行先検討段階における認知度向上と来訪意向の喚起に改善余地がある。

このため、訪日外国人旅行者の「旅マエ」の検索行動に対応する英語コンテンツの整備、県空港ホームページ（以下「空港 HP」という。）の検索エンジン最適化、外部サイトからの情報掲載・リンク獲得及び効果検証を一体的に実施し、富山県及び富山空港の認知獲得、空港 HP への有効な流入並びに将来的な来訪・空港利用につなげる。

本要領は、本業務の委託先を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

インバウンド旅前検索強化事業

3 主な業務内容

別添「インバウンド旅前検索強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

5 委託上限額

金6,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この上限額とは別に、契約手続の中で予定価格を設定する。

6 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制及び優れた企画能力を有すること。
- (2) SEO、Web 解析、英語コンテンツ制作、技術実装支援及び外部折衝に必要な知見又は実績を有すること。
- (3) 県、空港 HP 運営事業者その他関係者と円滑に協議・調整し、業務を遂行できること。

- (4) 本プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (8) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県から指名停止又は指名保留の措置を受けていないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

7 プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 11 月 9 日（月）17 時（必着）
- (2) 提出方法 電子メールによる。送信後、必ず電話により着信を確認すること。
- (3) 提出先 「13 提出・問合せ先」のとおり。

8 プロポーザルに関する質問

- (1) 質問方法 質問票（様式2）を電子メールにより提出すること。送信後、必ず電話により着信を確認すること。
- (2) 提出期限 令和8年11月4日（水）17時（必着）
- (3) 提出先 「13 提出・問合せ先」のとおり。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、原則として令和8年11月6日（金）までに富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページに掲載する。
- (5) その他
 - ・評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問その他本プロポーザルに関係のない質問は受け付けない。
 - ・空港 HP の運用環境、実装条件及び空港 HP 運営事業者が行う作業に関する質問は、全て県へ提出すること。参加者が空港 HP 運営事業者へ直接問い合わせ、又は個別に協議することは認めない。県は、必要に応じて空港 HP 運営事業者を確認した上で、全参加者に対して同一の内容を回答する。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加申込みを行った者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年11月13日（金）12時（必着）

(2) 提出方法及び提出先

電子メールにより「13 提出・問合せ先」へ提出すること。送信後、必ず電話により着信を確認すること。

(3) 提出書類

① 会社の組織体制等（任意様式）

別紙の参考様式 3-1、3-2、3-3 を用いても可

ア 会社の業務概要

イ 本業務の実施体制、総括責任者、配置担当者、役割及び保有する専門性等

ウ 過去の類似業務の実績（国又は地方公共団体、空港、観光分野、多言語サイト、SEO、Web 解析及びメディアリレーション等の実績を中心に記載すること）

※再委託を予定する場合は、再委託先、業務範囲及び必要性

② 企画提案書（任意様式、A4判、表紙及び目次を除き15ページ以内）

ア 別紙仕様書に示す業務内容に対する企画提案

イ 独自提案がある場合は、その内容及び効果

③ 経費見積書（任意様式）

ア 本業務の履行に必要な一切の経費を計上し、委託上限額の範囲内で作成すること。

イ 業務項目ごとの内訳を示し、英語コンテンツ制作費、技術診断・改修支援費、空港 HP 運営事業者による追加作業費、外部対策費、効果測定費、管理費その他の経費を可能な限り区分すること。

ウ 空港 HP 運営事業者による追加作業費については、想定する作業内容、工数及び金額を明記すること。

エ 再委託費（上記ウを除く）及び有料ツール等の利用料がある場合は明記すること。

（4）留意事項

- 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- 提出後の企画提案書等の差替え又は追加提出は、発注者が認めた場合を除き認めない。
- 提出された企画提案書等は返却しない。
- 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、県は審査、公表その他本プロポーザルの実施に必要な範囲で使用できるものとする。

10 審査

（1）審査方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

（2）評価基準

別表「審査基準」により行う。

（3）プレゼンテーション

- 参加者によるプレゼンテーションを対面又はオンラインで実施する。
- プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに、説明及び質疑応答を行うものとする。なお、提出していない新たな資料の配布は認めない。ただし、発注者が認めた場合を除く。
- プレゼンテーションの日時、方法、説明時間、質疑応答時間及び参加人数等は、参加者に別途通知する。

(4) 審査結果

審査結果は全参加者に書面又は電子メールで通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県ホームページの「公募型プロポーザル」ページに掲載する。審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ②他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ③審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④その他、本実施要領に違反する行為があった場合

11 その他

- 契約候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結する。ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があり、この場合、次点の者と契約締結について協議するものとする。
- 委託料には、業務従事者の旅費、郵送費、空港 HP 運営事業者が行う本業務に伴う追加作業費その他本業務の履行に必要な一切の付帯費用を含むものとする。
- 空港 HP 運営事業者が行う本業務に伴う追加作業については、受託者の責任において空港 HP 運営事業者と必要な契約を締結し、その費用を負担するものとする。本契約の締結及び作業の実施に当たっては、本仕様書「9 (4)」に定める再委託の承認を受けるものとする。
- 委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- 業務により新たに作成された成果物及び当該成果物に係る著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、原則として富山県に帰属するものとする。詳細は仕様書及び契約書による。
- 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

12 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル参加申込締切 | 令和8年11月9日（月）17時 |
| (2) プロポーザル質問書提出締切 | 11月4日（水）17時 |
| (3) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 11月13日（金）12時 |

(4) 書面審査及びプレゼンテーション

11 月中旬～下旬

(5) 審査結果通知、契約候補者決定

11 月下旬

(6) 契約日

11 月下旬～12 月上旬

13 提出・問合せ先

富山県交通政策局航空政策課 本田

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

TEL : 076-444-3510

E-mail : akokuseisaku@pref.toyama.lg.jp